

「循環型社会・ごみ半減をめざす 条例・プラン推進部会」について

1 設置目的

平成 27 年 3 月に策定した「新・京都市ごみ半減プラン」の進捗管理と、ごみ減量の取組、資源の有効利用等を着実に推進していくため、京都市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（以下「規則」という。）第 38 条第 1 項に基づき、京都市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の下に、標記の部会（以下「部会」という。）を設置している。

令和元年 9 月から約 1 年間は、新たに、次期「京都市循環型社会推進基本計画」の策定等に必要事項についても議論していくこととしたい。

2 設置時期

平成 27 年 8 月 31 日

3 構成

(1) 定数

10 名程度

(2) 構成員

ア 審議会会長が指名する委員

規則に基づき、審議会会長から御指名いただく。

イ 市長が委嘱し、又は任命する者（既に承諾）

氏名	役職名
はたの かずひろ 波多野 和浩	J X 金属敦賀リサイクル株式会社 代表取締役社長
やの じゅんや 矢野 順也	京都大学環境安全保健機構附属環境科学センター助教
やました たつひこ 山下 辰彦	株式会社京都環境保全公社 取締役

(3) 部会長

規則に基づき、審議会会長から御指名いただく。

＜参考＞京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（抄）

（部会）

第 38 条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 会長が指名する委員

(2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、会長が指名する。

5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

京都市廃棄物減量等推進審議会
循環型社会・ごみ半減をめざす 条例・プラン推進部会員名簿
第8回部会（平成31年3月22日）時点

氏 名 等			役 職 名
会長指名	あさり 浅利	みすず 美鈴	京都大学大学院地球環境学堂 准教授
会長指名	ありち 有地	よしは 淑羽	特定非営利活動法人コンシューマーズ京都（京都消団連） 副理事長
会長指名	さいとう 斎藤	たかし 敬	日本チェーンストア協会関西支部 参与
○ 会長指名	さかい 酒井	しんいち 伸一	京都大学環境安全保健機構附属環境科学センター長
会長指名	さきた 崎田	ゆうこ 裕子	ジャーナリスト，環境カウンセラー
市長委嘱	は た の 波多野	かずひろ 和浩	J X金属敦賀リサイクル株式会社 代表取締役社長
会長指名	ひらつか 平塚	かずとし 一利	京都環境事業協同組合 理事
会長指名	やまかわ 山川	はじめ 肇	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授
市長委嘱	やました 山下	たつひこ 辰彦	株式会社京都環境保全公社 取締役

（敬称略，五十音順）

○：部会長